

## 第 2 回 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会 会議録

議題	1 地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について 2 その他
日時	平成 28 年 7 月 14 日（木）9 時 30 分から 12 時 00 分まで
場所	市役所分庁舎 5 階 B 会議室
出席者氏名	【委員】 大塚委員、平井委員、高橋委員、水島委員、上原委員、名和田委員、三輪委員 【事務局】 （市民自治推進課）岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、竹井副主査、大久保副主査、大森主任、窪田主任、池田主事
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	8 名

（会議の議事録）

### ○事務局（岸課長）

ただいまより、平成 28 年度第 2 回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

市民自治推進課長の岸でございます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第 5 条第 1 項において「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」と規定がございます。

このことから、今後の議事につきましては、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、名和田会長、これからの進行をよろしくお願いいたします。なお、傍聴者より、録音をしたい旨の依頼がありましたので、委員の皆様で決定していただきますようお願いいたします。

### ○名和田議長

名和田でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

冒頭で会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定があります。本日は全委員の出席をいただいておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

本日は傍聴の方がお見えになっております。傍聴の方におかれましては、受付時にお渡しさせていただきました傍聴券に記載の内容に従って傍聴をしていただきますようお願いいたします。録音についての依頼をいただきました。傍聴券に記載の傍聴に関するご案内を読み上げます。「(5)原則として録音、録画又は撮影はできませんが、審議会等の長が認めた場合は、この限りではありません。」と記載されています。私は、正確な会議録の作成のために結構だと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

#### ○平井委員

基本的には、問題ないと思いますが、何のために録音するのか理由を確認させていただきます。

#### ○傍聴者

私は、まちぢから協議会の委員をやっています。録音の理由としては、市でも議事録を作成して公開していますが、今回の審議会で認定申請を提出している地区のまちぢから協議会で活動していますので、本日の会議を思い出すために記録したいと思います。まちぢから協議会のHPで記録を発表したいと考えています。

#### ○大塚委員

発表するということですが、発表する前に審議会の会長に記事等の内容を確認させていただけるのでしょうか。

#### ○傍聴者

発言した内容を発表するのは自由ではないが、どのような記事にするかといった内容は自由だと思います。録音した発言内容をそのまま引用する場合は、自由ではないと思います。市の公表する議事録に私が自由にアクセスできる保証があれば、私が記録する必要はないので結構ですが。

○名和田議長

茅ヶ崎市の情報公開の制度として、事務局としていかがでしょうか。

○事務局（廣瀬課長補佐）

現在、市では音声の公開は行っておりませんが、議事録を作成し、市ホームページで公開しております。この公表までにある程度お時間をいただいている状況ですので、傍聴者の方がまちぢから協議会の中で、この会議結果の音声に基づき、話し合いたいということであれば、音声の録音については、問題ないと考えます。

○名和田議長

我々が発言をした内容をそのまま引用することはしないでいただき、録音内容を解釈して、記事にさせていただくことは言論の自由の範囲で、問題ないと思います。あいまいな記憶で記事にされるのであれば、録音していただいた方がよろしいかと思えます。委員の皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、録音を可とします。

本日の会議の議事録署名委員は、名簿順で、平井委員とさせていただきます。よろしくお願いします。

審議に入る前に前回の第1回審議会で審議された内容の振り返りをさせていただきたいと思えます。第2回審議会に反映された部分や改めて本審議会の役割や職務、認定の流れについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（廣瀬課長補佐）

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。次第、今回認定申請のありました4地区の申請書類一式と「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表」を事前に送付させていただいております。また、事前配布資料の一部に訂正がありましたので、訂正資料及び追加資料の送付をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

松浪地区まちぢから協議会の認定申請に関連して地域住民から審議会会長宛に提出された書類がありましたので、会長からの指示を受け皆様に追加書類として、送付いたしております。資料の確認をお願いいたします。

第1回審議会で審議された内容から本日第2回審議会に反映した主な点が2つあります。

1つ目は、認定審査基準確認表の様式を変更し、認定基準と各地区の規約等の照らし合わせを明確化し、基準への適合状況を事務局より先行して確認した確認表を作成しました。

2つ目は、地区まちぢから協議会の総会議事録を民主的運用の担保として認定申請資料として添付いたしました。

審議会の役割や職務、認定の流れについて、改めて説明させていただきます。

審議会の役割、職務としましては、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則に明記されており、(1)認定コミュニティによる公益を増進するための活動及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。(2)茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。と規定しております。

また、認定の流れについてですが、各地区から市長宛て認定申請が提出されましたら、市長より茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会長へ諮問、審議会委員によって、認定申請書一式の内容、規約、活動実績などを総合的に評価し、市長に対して答申をいただくこととなります。市長は、答申内容を踏まえた結果を各地区へ通知します。

認定の審議ですが、各地区からの認定申請書一式に合わせて資料にある「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表」のとおり、事前に事務局で基準への適合状況を確認しております。このことに基づき、各委員におかれましては、申請書類の内容と地域担当職員への質疑も含め、審議をお願いいたします。

#### ○名和田議長

事務局より、説明がございました。事務局から説明があったとおり、この審議会は、条例及び規則に定められた組織でございます。1つの目的としてコミュニティを認定することが適当であるか否かを市長の諮問に対し、答申することとしておりますが、コミュニティが条例に記載されている要件に適合しているか否かは十分明晰なのですが、活動実績などの事実が当てはまるかどうかはグレーゾーンである場合があります。そのグレーゾーンである部分をどう判断して答申するかについて決定していかなければなりません。そのことを前提と

して、進めさせていただきます。

それでは、審議に入ります。

事前に4地区から申請があったということで、資料を各委員に送付させていただいております。今回は、4地区の申請に対して、審議することで進めさせていただきます。事務局からの説明と市長からの諮問をお願いします。

#### ○事務局（岸課長）

4地区から提出された認定申請につきまして審議をお願いいたします。

なお、審議をしていただくにあたり、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づき、市長に代わりまして諮問をさせていただきます。

#### ○名和田議長

ただいま、市長からの諮問書をいただきました。

委員の皆様には、事務局より諮問書の写しを配付していただき、ご確認くださいようお願いします。

では、改めて議題1を進めさせていただきます。

事務局より説明のありました諮問に対して、本審議会として調査審議をし、その結果を答申することとなります。

まず、地区からの申請内容について、1地区ずつ事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局（廣瀬課長補佐）

1地区ずつ資料に基づき、説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、A3の「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表」をご覧になりながら担当職員の説明の確認をお願いいたします。

本日、申請のありましたそれぞれの地区を担当している職員が同席しております。担当職員より、説明をさせていただきます。

#### ○事務局（池田主事）

松林地区を担当しております、池田と申します。よろしく願いいたします。

資料に基づき、審査基準（1）から順に説明させていただきます。

審査基準（1）「申請書に、主として活動する区域が記載されているか。」については、認定申請書に活動区域の記載があります。「申請団体の規約に、

主として活動する区域が規定されているか。」については、規約第1条に市長が告示する松林地区を協議会の活動区域とする旨が規定されています。「規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。」については、市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図7」と規約第1条における協議会の活動区域が合致しています。

審査基準(2)「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会(以下「全ての自治会」という。)が規定されているか。」については、規約第6条(1)に「松林地区に属する単位自治会の代表者」が委員である旨の記載があります。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。」については、市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり9自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されています。

審査基準(3)「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。」については、規約第6条(2)～(12)に規定されています。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。」については、名簿に、「規約第6条(2)～(12)」に規定される団体名が記載されています。

審査基準(4)「申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。」については、規約第6条(16)に規定があります。「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。」については、資料10ページ「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書」に記載のとおり、(1)現在の状況としては、平成28年7月現在、公募により選出された者2名が委員となっていることから、基準を満たしていると考えられます。(2)選出の経緯ですが、広報ちがさき、市ホームページ、地区内自治会の回覧・掲示板及び公民館での配架を利用して公募委員を募ったところ、3名から応募があり、選考を経て定期総会にて、男女各1名、計2名が公募委員となることが承認されました。(3)今後の取り組み予定としては、規約上、委員の任期は2年と規定されているため、平成30年度には再度公募委員の選任を予定しております。

審査基準(5)「申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。」については、規約第11条及び第24条～第28条に部会の規定があり、松林地区まちぢから協議会部会設置

規程第2条に部会の趣旨が規定されています。「全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。」については、資料11ページ「全ての個人の参加に関する調書」に記載のとおり、(1)認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組みとしては、協議会の設立趣意書に記載され、その趣旨を踏まえ、全ての個人が参加できるための仕組みとして「誰もが気軽に参加できる話し合いの場(部会)」の設置を進めています。平成28年7月現在、「子ども部会」、「防災部会」を設けており、それぞれのテーマに興味や関心のある住民の参加を呼び掛けています。(2)今後の取り組み予定としては、「誰もが気軽に参加できる話し合いの場(部会)」の設置をさらに進めるため、具体的な方策として「広報部会」、「環境部会」、「福祉部会」の設置を検討しています。また、事業として実施を予定しているのは「学習支援事業」、「夕食支援事業」、「居場所づくり事業」であり、各事業では主な対象世代こそ定めているものの、全ての住民が参加できる場となることを想定しており、ターゲット層以外の世代が参加することで世代間交流が生まれるという副次的効果も期待しています。その他、地域住民が地域づくりに関する意見を言える場を設けることも個人の参加機会と捉え、松林地区の中心に位置し、多くの住民が利用する松林公民館に「意見箱」を設置することや、全住民を対象とした意見交換会の開催など、意見聴取をするための取り組みも検討したいとのことです。

事業について、補足いたします。「学習支援事業」、「夕食支援事業」の主なターゲットは、中学生、「居場所づくり事業」の主なターゲットは、子育て世代としています。主なターゲットに付随して、地域に住む誰もが参加できるような事業を予定していると聞いております。

審査基準(6)「申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。」については、規約第11条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されています。「民主的な運営に関する調書の内容が適切か。」については、資料12ページ「民主的な運営に関する調書」に記載のとおり、(1)現在の状況としては、規約に記載のとおり、協議会の総会、運営委員会については、過半数の委員が出席しなければ開くことができず、その議事は出席委員の過半数で決することが定められています。委員の構成として、様々な分野、世代で構成される22団体の代表者に加え、地域活動の経験が長い者、子育て世代の者、退職後に社会経験を地域活動に生かしている者などがおり、多角的な視点からの協議を行い民主的な運営に努めています。また、男女比も考慮しており、性別による偏りのない意見が協議に反

映されるよう努めていきます。(2)今後の取り組みについてですが、さらなる組織の透明性を担保するため、ホームページの開設や広報紙を発行することを予定しており、協議会の活動状況を地域に積極的に発信するとともに、各種会議の議事録の公開なども検討していきます。

審査基準(7)「申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。」については、規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第10条に代表者に関する事項、第11条に会議に関する事項が規定されています。

審査基準(8)「申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。」「申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。」については、規約、認定申請書から読み取ることができませんでした。

以上で説明を終わります。

○名和田議長

ありがとうございました。今の説明の中で、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

○平井委員

地域コミュニティはとても大事だと思います。その中で、この地区は部会を充実させたいと記載されていますが、部会を早く設立させ、積極的に地域コミュニティの活動を行っていただくことが重要です。この地区には、自治会の部会がないですが、自治会は地域コミュニティの中でも重要な組織だと思いますが、なぜ自治会長部会が設立されていないのでしょうか。

○事務局(大森主任)

松林地区においては、まちぢから協議会の活動と並行して、自治会連合会が活動しておりますので、部会としては設立しておりません。

○平井委員

自治会もまちぢから協議会の構成団体として参画しています。他のまちぢから協議会は自治会長部会という形で部会が設立されています。それらの違いについてはいかがですか。

統一されずに、各地域に任せる形でしょうか。



○事務局（大森主任）

自治会長部会として設立している地区と松林地区のように自治会連合会として、活動しているところというのは各地域によって様々です。委員のおっしゃったとおり、地区内の全自治会はまちちから協議会の構成団体です。その中で自治会内の情報共有や自治会での広域的な取り組みについては既存の自治会連合会で地域活動を行っております。今後は、まちちから協議会と自治会連合会組織の統合などが具体的に行われるかどうかわかりませんが、可能性としては、他の地区と同様に自治会長部会とすることはあり得ると考えております。

統一されているわけではなく、各地域の実情に合わせております。

○上原委員

今回申請のあった4地区の運営のそれぞれが独特だと思います。運営委員としたり、委員としたり、資料を読んだ時に、どう違うのか戸惑いました。さっきの議論となった自治会連合会というのは、松林地区だけあるものなのでしょうか。

○事務局（大森主任）

全地区にあり、従来単位自治会の集まりとして組織されておりました。

○名和田議長

今の議論ですが、条例に記載されていることは全ての自治会がこの協議会組織に参画していることが認定の要件となっています。それ以上の要求をしていないので、松林地区においては、従来の自治会連合会の組織体系として活動しているのだと思います。今回申請のあった4地区の中のうち、2地区では自治会長部会を設置し活動しており、他の自治体の例をみますと総務部会というものが自治会長の集まりである場合もありました。これらの形式については、それぞれの地域の創意工夫に任せることが条例の態度だと解釈します。平井委員のおっしゃったとおり、自治会は非常に重要な役割を担っているので、全ての自治会が参画していることが最低限の認定の要件として条例は要求していません。それ以上のことは認定の妨げにはならないですが、この審議会として強い意見として、自治会が参加しているということを部会として明示するべきだということであればそれは、市長に申し上げることは可能だと思います。

○平井委員

この場合、まちぢから協議会と茅ヶ崎市の自治会連合会との関係についてはどうなのでしょう。

○事務局（廣瀬課長補佐）

まちぢから協議会の立ち上げについては地域の中で決めていただき、設立していただいている状況です。なかには、既存の自治会連合会に他の団体が参画していた状況の中で、まちぢから協議会を設立する地区もございます。松林地区のように新たにまちぢから協議会を設立し、既存の自治会連合会も並行して活動している地区もございます。これらのことについては、地域の中で決めていただいている内容ですので、市として強制するものではありません。

○名和田議長

地域によって、併存しているところもあるわけですね。茅ヶ崎市の自治会の加入率は、約8割であり、約2割の人がまちづくりの当事者になれないわけです。それを補う形で認定コミュニティの仕組みができたと理解しています。

自治会連合会のメンバーがまちぢから協議会の構成員になっているケースもあるのでしょうか。

○事務局（廣瀬課長補佐）

考え方として、まちぢから協議会には、地区内の全自治会が加入していただいておりますので、自治会連合会のメンバーはまちぢから協議会に参画しています。別途自治会連合会の活動を行っている理由としては、自治会長同士の情報共有の場が必要であることや自治会長部会としている場合においても、自治会長同士の情報共有の場が必要であると判断しているためだと考えられます。

○大塚委員

部会というものは、誰もが参加できる組織だといろいろなところで記載されています。自治会長部会という名称だとふつうの市民感覚からすると遠い存在と思えるのですが、この新たな地域コミュニティにわざわざそういった部会を作らなければいけないのかなと思いました。

○名和田議長

松林地区の規約を見ると、会議は総会、役員会、運営委員会及び部会として  
います。運営の意思決定については、総会又は運営委員会で行われると思われ  
ますが、部会というものは地域に役立つ活動を行う場だと位置づけられると考  
えます。想像ですが、そうすると部会という名称で、自治会長の集まりがある  
というのは違和感を覚えるという理由で、松林地区は、自治会長部会を設置し  
なかったとも考えられます。こういった組織体制については、各地区で自主的  
に考えて試行錯誤していくものだと思います。

#### ○三輪委員

設立趣意書の冒頭に、9つある自治会はそれぞれいろいろと活動されている  
なかで、「地域が一体となり」という記載があり、そこがポイントで自治会連  
合会や自治会で一体となるというよりは、テーマで一体となるということを部  
会の中で具現化するという風に取り組みができると理解しました。自治会とい  
うものを組織としてつなげる部会を立ち上げるというよりは、子ども部会、防  
災部会などいろいろと出ておりますが、そういうニュアンスで位置づけてい  
ることと理解しました。

#### ○水島委員

申請にあたって基本的な必要な事項は一通り入っているかと思えます。より  
良い組織になってほしいという願望を込めて質問しますが、現状の部会は、子  
ども部会と防災部会です。さらに広報部会、環境部会、福祉部会の3部会増や  
していくことを検討しているということです。規約第5条に「協議会は、委員、  
準委員、部会員で構成する。」と書かれています。6条に委員の数は、30名  
以内と記載されています。そのなかで、部会員は、委員と同様なのでしょうか。  
規約を読む限り、委員と部会員は、別であると読み取れますが。

#### ○事務局（大森主任）

現在2部会、今後3部会の設置、合計5部会の予定となっておりますが、少な  
くとも松林地区における部会員の考え方は、事業として行う部会、要するに参  
加者を部会員とする場合とテーマに興味のある住民を集めて名簿等を作成し  
て活動をする部会と2種類の部会のあり方が考えられています。いずれにしま  
しても参加者としての部会員、主催者としての部会員というものは、規約にお  
ける委員とは別だと解釈しております。

○水島委員

わかりました。部会員というのは、解釈上どちらとも読み取れると思いましたが、それと構成委員ですが、認定要件上、3つの参画団体の要件があったと思いますが、例えば、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティとして、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会が参画しております。実際に福祉部会を立ち上げた場合、地域の中で例えば包括支援センターがあったり、地区のボランティアセンターがあったり、いろいろな活動をされている方々があります。その方々たちは、委員としてではなくて、部会員として活動していくイメージなのではないでしょうか。

○事務局（大森主任）

先般開催されました協議会の会議の中でも、それらの団体との連携体制について議題としてあげられました。福祉関係の取り組みを行うにあたり、それらの団体が委員として運営委員会などの意思決定に携わっていただくのか部会員として活動していただくことになるのかゼロベースで検討が行われているところです。

○水島委員

茅ヶ崎市は、地域の中で地域ケア会議など似たような活動が福祉部局を中心に行われていると思います。そのため、市の方で交通整理を行っていかないとまちぢから協議会の方でも取り組みが入りづらいという印象があります。最後に、規約7条に準委員を置くと規定されていますが、どのようなことでしょうか。採決には入れることになっているのでしょうか。

○事務局（大森主任）

運営委員会での意思決定には携わることができます。現在、松林地区においては、準委員の適用はありませんが、規約を作成する際の想定としては、包括支援センターや警察の交番などを準委員として想定して、全ての会議に出席していただくというよりも関連する議題について必要に応じて足を運んでいただき、議論し、意思決定を行っていただくことを想定したものです。

○三輪委員

部会長が協議会委員と兼ねることや協議会とは関係ない団体が部会長になることなどの関係性については、こういった形となっているのでしょうか。お

金の執行と絡んでくるかと思いますが、体制について記述はありますか。

○事務局（大森主任）

現在の規約のつくりとしては、第24条に部会長は、委員とすることが規定されています。

○三輪委員

そうすると現在設立されている子ども部会や防災部会は、まちぢから協議会の構成委員が部会長として活動しているということですね。

まちぢから協議会委員以外の団体が部会を設置して、その後部会として活動していく中で、部会長となり、まちぢから協議会委員となるケースもありますか。

○事務局（大森主任）

現在のところは、まちぢから協議会の委員が地域課題について議論して、必要に応じて部会を設置し、委員のうちから部会長が選出され、その部会のなかで部会員を募るといった形となっています。しかし、三輪委員おっしゃるとおりボトムアップ方式による部会の設置についても議論されているところです。

○名和田議長

今までの議論を整理します。意思決定に関する委員の集まりとは別に、誰でも活動に参加することが可能である部会が組織されています。したがって、協議会の人的実態については、確立されていなければなりません。構成団体の代表と公募委員をもって組織を構成していますが、活動自体は地域全体の誰でも参加できるということにしたいという仕組みとなっています。この両方の要素を持たせるために、委員は確定させておいて、部会では、広く誰でも参加できるという制度となっているわけです。

自治会長部会という組織を作るかどうかについては、これからの地域活動の試行錯誤でそれぞれの協議会の自主性にゆだねられていると考えます。各委員がおっしゃったとおり、部会の活動は非常に重要であるため、これからも部会の充実をさらに進めていただきたいという意見がありました。

条例の認定要件に合致しているため、認定することが適当であることを市長へ申し上げ、付帯意見としてさらに部会を充実させることを加えさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○上原委員

部会の部会員の募集や人数とかは別途決定するということなのではないでしょうか。

○事務局（大森主任）

松林地区においては、運営委員会において詳細は決定しておらず、部会内で詳細を決定していただいている状況です。部会の運営のなかで、柔軟に決定していただくことが望ましいと考えます。

○三輪委員

資料13ページに部会設置規程があり、これに基づき必要な事項を定めているのでしよう。

○名和田議長

結論としてはいかがでしょうか。先ほど、申し上げたとおり、認定することが適当であることを市長へ申し上げ、付帯意見としてさらに部会を充実させることを加えさせていただくという内容です。

（異議なし）

ありがとうございました。引き続き、小和田地区の審議に入ります。

○事務局（廣瀬課長補佐）

資料の説明については、時間に限りがあることと委員の皆様におかれましては、事前に資料をお読みいただいたと思いますので、簡略して、概要を説明させていただきます。

○事務局（大久保副主査）

小和田地区を担当しております、大久保と申します。よろしくお願いたします。

松林地区同様、資料に基づき、審査基準（1）から順に説明させていただきます。

審査基準（1）「申請書に、主として活動する区域が記載されているか。」については、申請書に活動区域の記載があります。「申請団体の規約に、主と

して活動する区域が規定されているか。」については、規約第2条に市長が告示する小和田地区を協議会の活動区域とする旨が規定されています。「規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。」については、市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図8」と規約第2条における協議会の活動区域が合致しています。

審査基準(2)「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会(以下「全ての自治会」という。)が規定されているか。」については、規約第5条(1)に「市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表」が委員である旨の記載があります。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。」については、市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されています。

審査基準(3)「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。」については、規約第5条(3)～(13)に規定されています。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。」については、名簿に、「規約第5条(3)～(13)」に規定される団体名が記載されています。

審査基準(4)「申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。」については、規約第5条(14)に規定があります。「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。」については、資料9ページ「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書」に記載のとおりです。

審査基準(5)「申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。」については、規約第9条及び第17条～第19条に部会の規定があり、小和田地区まちぢから協議会部会規程で必要な事項を定めています。「全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。」については、資料10ページ「全ての個人の参加に関する調書」に記載のとおりです。例えば、「市長と語る会」や部会活動が挙げられます。

審査基準(6)「申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。」については、規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されています。「民主的な運営に関する調書の内容が適切か。」については、資料11ページ「民主的な運営に関する

調書」に記載のとおりです。今後の取り組みとしては、さらなる透明性の担保として、ホームページの充実を図り、まちぢからニュースという広報紙を発行していますが、さらに多くの方にご覧いただくための手法を検討しています。

審査基準（7）「申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。」については、規約第3条に目的、第1条に名称、第2条に主として活動する区域、第1条に主たる事務所の所在地、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されています。

審査基準（8）「申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。」、「申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。」については、規約、認定申請書から読み取ることができませんでした。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

#### ○名和田議長

ありがとうございます。今の説明の中で、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

#### ○大塚委員

小和田地区ですが、2ページの規約第5条に松林学区の体育振興会などが記載されて、松林地区と重複しているところがあります。赤羽根中学校保護者の会が参画している理由は为什么呢。

#### ○事務局（大久保副主査）

これにつきましては、まちぢから協議会の活動区域が地区内の単位自治会の区域を想定しているところですが、学区とは異なり、重なっている個所があります。例えば、松林小学校の生徒は、松林地区と小和田地区に住所を有している方が通っています。同様に、松林地区体育振興会においても、松林地区と小和田地区を対象として活動しているためです。

#### ○水島委員

赤羽根や小和田小学校というのは、旧松林学区のため、学区と自治会が分かれていないので、わかっているのですが、会議に参加する代表の方はそれぞれの自治会のエリアの中から出てこられて、会の中に持ち帰ってどのように処理



されるのでしょうか。団体に戻ると両方の地区に関係してしまうわけですね。取り組みについての整理の仕方については、何か聞いてらっしゃいますか。

○事務局（大久保副主査）

例えば、道路の関係ですと、推進協に所属している方が会議に参加していますが、小学校に提出されるような道路の改善要望を協議会のなかで、意見交換を行うケースもあり、そのなかで小和田地区について確認をしている、推測ですが松林地区においてもエリアを分けて課題に対応している、持ち帰って議論していることと認識しています。

○三輪委員

子どもたちの視点で見ると学区の問題があった際に、割と学校が主導して、課題を解決しようと持ち上げることもあります。非常に広いエリアだとPTAも自分のエリアのことはわかるが隣のエリアのことはわからないといった状況となります。協議会があると地元と協議したなかで、学校も地域と一体となって進展していくというイメージを持っています。

○水島委員

子供たちの安全の話が出たのですが、現在は学区ごとに対応していて、そこに地域の方々が入っていただくというやり方をしています。代表である方は、団体に戻った際に、困らないようにされたらいいのかなと思いました。

○上原委員

第9条の会議ですが、過半数の出席者がいないと開くことができないと規定されています。部会についても該当しています。すでに部会が設立されているようですが、松林地区で議論したとおり、部会が個人一人ひとりの参加を可能にするものだと考えるとその人たちを部会員とした場合、過半数が集まらないと会議自体ができないだけで事業などのほかのことはできるということなのではないでしょうか。

○事務局（大久保副主査）

部会が実施する事業において、誰でも参加できる取り組みを行っています。例えば、交通安全部会という部会では、まちぢから協議会委員とその他のコアメンバーにより計画を行っています。具体的な「まちあるき」などの事業を行う場合には、広報紙やホームページで呼びかけを行っています。

○名和田議長

一般論になりますが、市民活動を行っているので良くわかりますが、部会活動は、実践そのものであるため、ちょっとだけお手伝いするけど部会員になるのは嫌だというそういう人を巻き込んで行っていかなければならない。そうするとそれぞれの協議会や部会で、部会員とは誰なのか、その周りにいるお手伝いは誰なのか、その都度仕分けしながら進めていくというのが実態だと思います。法令を順守という意味ではコアな10名くらいの方々を部会員として、あとは当日だけ来ていただけるお手伝いとして行うことが部会活動の実態として、それと規約上も問題なく読み取れることとなれば問題ないと理解します。

○事務局（大久保副主査）

普段から部会活動と一緒に参加してほしいと声をかけられて少しずつ人数も増えているようです。

○平井委員

小和田地区も松林地区と同様に、部会の数が少ないと思います。今後、部会を増やして充実させていくことは想定していますか。

○事務局（大久保副主査）

会議では、防災について課題が上がっていきまして、新たに防災に関する部会を立ち上げたいと検討されています。その他の課題についても、運営委員会のなかで検討していくのか新たな部会を立ち上げるのかその都度検討することとなります。

○名和田議長

認定された場合は、事業を提案して、予算を取り、事業の実施していくこととなります。そうすると部会の設置を積極的に行っていかなざるを得ないと思います。

○高橋委員

先ほど上原委員も質問されましたが、部会の過半数要件についてですが、松林地区の場合には、部会は過半数要件から外しています。部会活動は、今後ますます重要となることから過半数要件から外すことも検討する必要があるの

ではないかと思えます。

○上原委員

現状、部会がすでにあって、開かれて機能しているのでしょうか。

○事務局（大久保副主査）

現状4つ部会が立ち上がっており、月2回程度活動している部会もあり、積極的に活動し、部会の議事録も運営委員会へ提出しています。

○名和田議長

高橋委員の意見は非常に重要だと思えます。そのように行っている協議会のタイプとそうではないタイプの協議会とあると思えます。どちらが良いかすぐに結論はでないと思えます。何年か後に実践が重ねられたところで、この審議会の義務だと思えますが、協議会制度を検証して、より良いやり方を提言することを市長から諮問されることも考えられます。その時には、今の高橋委員のおっしゃった内容について、部会の運用については、どのような実施方法が適切であったか注視して、しかるべき時に検証していただきたいと思えます。

○高橋委員

今後の動向を注視していただきたいと思えます。規約上は、部会長と副部会長と部会員で構成するとあります。部会長は委員から選任されています。部会員は一般住民から参加意思があれば参加できるもので、実際どういった方々が部会員というレベルになっているのか、人数的にはどれくらいであるのか、そのあたりを今後各地区においても部会としての運用の中で、部会の成立要件を考えることになるのではないかと思います。

こちらの部会の特徴として、広報部会があります。一般市民に対して小和田地区まちぢからニュースを発行して、V o 1 . 2 3まで発行している中で、問い合わせ先が茅ヶ崎市市民自治推進課となっています。地域住民が部会活動に参加したいと思った場合、市に問い合わせがある場合はありますか。

○事務局（大久保副主査）

具体的に連絡先を教えたケースはありません。配付している反響を自治会長に聞いたところ、読んでくれているようです。

○高橋委員

問い合わせ先に、自治会長の連絡先があると個人情報の観点から現在の形態になったのでしょうか。

○事務局（大久保副主査）

おっしゃるとおりで、まず一度市民自治推進課にお問い合わせをいただき、その後会長等にお伝えする形としています。

○名和田議長

事務局機能を有することは非常に重要なことです。専用のスペースがあることはこれから議論を進めていかなければならないと思います。少なくとも連絡先が市民自治推進課となっていることは現状やむを得ないことだと感じます。今後、検証を行う課題であると認識します。他の自治体の取り組みと比べると、茅ヶ崎市の場合は、やや行政サイドが丁寧に事務局のサポートをしすぎていると感じています。どうやって地域の自主性を高めていくかというところも今後の課題ではないかと思います。

事務局機能の動向についても、注視していきたいと思います。

○水島委員

3 ページの規約第 8 条に役員職務について、規定されています。監事について規定されていますが、他のまちから協議会の規約は、何か不正があった場合、監事からの臨時的な総会の開催請求が規定されていますが、小和田地区にはその要件がありません。地域から何か話を聞いていますか。

○事務局（大久保副主査）

記憶の範囲の中では、話題にあがっていませんでした。規約を作る段階で、地域の中で検討され、規約が作られましたのでその段階から盛り込まれていなかったのかなと思われる。

○水島委員

規約第 10 条第 4 項に臨時総会の開催について定められています。他の地区ではこの総会に関する事項に、監事による請求権が規定されています。監事によるチェック機能ですから、監事による臨時総会の開催請求もあれば、会長による臨時総会の開催請求での方法をとっている地区もあると思います。いずれにしても、適正に運営を行っていかねばいけませんので、きちんと整備し

ておいたほうが良いかと思えます。

○名和田議長

認定の条例適合性には、問題ないと思えますが、ご指摘のとおりだと思えます。

それでは、結論を出したいと思えます。市長には、認定が適当である旨を申し上げることにします。

○平井委員

松林地区と同様にさらなる部会の充実について、意見を付けた方が良くと思えます。

○名和田議長

小和田地区においては、部会がすでに4つある状況です。松林地区においては、現状部会が2つであり、さらなる充実を付帯意見として述べさせていただきました。小和田地区については、特に意見なしでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、引き続き湘南地区の審議に入ります。説明をお願いいたします。

○事務局（竹井副主査）

湘南地区を担当しております、竹井です。よろしくお願いいたします。

まず、湘南地区についてですが、茅ヶ崎市の南西部に位置し、平塚市との行政境となっています。基本的には、オープンな地域ですが、柳島という字がありますが、比較的歴史の深い地域です。地の人力が非常に強い地域です。そういった地域の特性はありますが、まちぢから協議会の運営については、開かれた組織でやっていこうということで、この新たな地域コミュニティの取り組みのモデル地区として第一期から取り組みを進めています。そのため、制度として成り立つ以前のモデル事業としての部会の要素などもあるため、部会については、開かれた組織という地域住民が活動する場には至っていない状況を事前にお伝えさせていただきます。

それでは、他地区同様に、基準確認表に基づき説明させていただきます。審査基準（1）「申請書に、主として活動する区域が記載されているか。」に

については、申請書に活動区域の記載があります。「申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。」については、規約第1条に市長が告示する湘南地区を協議会の活動区域とする旨が規定されています。「規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。」については、市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図4」と規約第1条における協議会の活動区域が合致しています。

審査基準(2)「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会(以下「全ての自治会」という。)が規定されているか。」については、湘南地区においては、全自治会として9自治会ありますが、規約第5条(1)に「湘南地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨の記載があります。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。」については、市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり9自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されています。

審査基準(3)「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。」については、規約第5条(2)～(9)に規定されています。(6)～(8)を除きます。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。」については、名簿に、「規約第5条(2)～(9)((6)～(8)を除く。)」に規定される団体名が記載されています。

審査基準(4)「申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。」については、規約第5条(11)に規定があります。「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。」については、資料10ページ「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書」に記載のとおりです。4月15日から募集を行い、1名の方が公募委員として、選任されています。

審査基準(5)「申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。」については、規約第9条、第22条～第27条に部会の規定があり、湘南地区まちぢから協議会部会規程に部会の所掌事項が規定されています。湘南地区まちぢから協議会では、参加というものが、誰もが意見を言えるという意味での参加を第一条件としています。自治会などの団体に加入していない方々も意見を言えることを意識していま

す。部会の規定もありますが、規約第4条第3号「湘南地区内住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。」が規定され、事業としても取り組んでいます。「全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。」については、資料11ページ「全ての個人の参加に関する調書」に記載のとおり、湘南地区は、まちぢから協議会を立ち上げる以前から自治会以外の各種団体が積極的に関わっており、垣根を越えて活動していました。そのため、自治会連合会主催であったものは、すべてまちぢから協議会主催若しくは共催となっています。自治会未加入の方にも参加していただくため、自治会の回覧に限らず、スーパー等へポスターを掲示しています。また、当協議会の目的の一つである地域課題を協議するためには、地域のことを知らなくてはならないという観点から、「まち歩き」を行って、地域の方に地域のことを知っていただく取り組みとしての事業を実施しました。「まち歩き」で知り得た情報をそこで終わらすのではなく、地域で共有するために、「まちぢからマップ」を作成しました。残部数が少なく全委員に配付することができませんでしたので、参考にご覧ください。このマップには、まちぢから協議会が誰もが意見を言える場となるよう、意見を寄せていただくための案内を同時に掲載しています。いずれの取り組みも、推進協の協力により中学生がボランティアとして参加しており、あらゆる世代の交流の場ともなっています。

審査基準（6）「申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。」については、規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されています。「民主的な運営に関する調書の内容が適切か。」については、資料12ページ「民主的な運営に関する調書」に記載のとおりです。当該地区はまちぢから協議会設立以前の自治会連合会時代から、自治会以外の各種団体が積極的に関わっており、長年地域の担い手であった自治会と各種団体が、分け隔て無く活動できていることが大きな特徴となっています。役員会に部会長の出席もありますので、役員のみならず各部会の長の方のご意見も取り入れています。この点からも民主的な運営に努めていることが伺えます。

審査基準（7）「申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。」については、規約第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第3条に目的、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されています。

以上で説明を終わります。

○名和田議長

ありがとうございました。今の説明で、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

○上原委員

規約第11条第3項に記載の「第8条第1項第4号」は「第8条第1項第5号」の誤りですよ。

○事務局（竹井副主査）

第5号の誤りです。臨時総会等で改正させていただきます。

○上原委員

たまに歩いている人を見ますが、それがこの事業だったのですね。

○事務局（竹井副主査）

すべてがそうではありませんが、平成26年度に実施した事業で、平成26年度は、4つのテーマに分けて実施し、平成27年度はそれを踏まえて、平日開催だと子供たちとその親が参加することができないため休日に実施しました。

○大塚委員

他の地区では、学校のPTAの方が参画していますが、湘南地区においては、参画していない理由はありますか。

○事務局（竹井副主査）

そのような意見も地域の中でありましたが、この地区は、推進協の活動が非常に活発でした。推進協の会議に、必ずPTAが出席しまして、推進協からPTAの意見を吸い上げることができると考えたため、推進協のみとなっています。

○水島委員

湘南地区の部会長は、委員とは別という説明と理解しましたが、いかがでしょうか。



○事務局（竹井副主査）

部会長は委員です。

○水島委員

なぜ、そのような質問をしたかと言うと、規約第25条で部会長及び副部会長の解任について定めています。部会長と副部会長が総会の議決により解任することができる場合、委員としての資質も当然に問われると思います。そこでさきほど質問したとおり、部会長と委員が別でないと思いますが、地域の中で何か議論はありましたか。

○事務局（竹井副主査）

特にありませんでした。

○平井委員

まちぢから協議会とコミセンとの関係については、いかがでしょうか。運営は全く別でしょうか。

○事務局（竹井副主査）

まちぢから協議会の委員のなかに、コミセン管理運営委員会の代表がいます。運営は別で、コミセンの運営については、コミセン管理運営委員会が行っています。

○三輪委員

この地域には、浜見平団地があり、かなり規模の大きい団地だと思います。大きい団地の中では独特の動きがあると思いますし、浜見平団地の自治会長や団地内で活動があると思いますが、その辺の話がまちぢから協議会の中で共有されているものなのではないでしょうか。まちぢから協議会と浜見平団地との関係については、なにか議論はありましたか。

○事務局（竹井副主査）

浜見平団地の話は、まちぢから協議会の中でも出ているのですが、浜見平団地の自治会長が在席しているところでも話し合いがなされていました。かつては、浜見平団地独自で体育振興会があり、その体育振興会はまちぢから協議会

委員として参画していました。しかし、湘南地区で活動していくという中で、浜見平団地の体育振興会と湘南地区の体育振興会が別で活動していくのはよくないだろうとまちぢから協議会が立ち上がる以前から話がありました。まちぢから協議会を設立する際に、浜見平団地の体育振興会は、湘南地区体育振興会に加入し、活動していくことが決まりました。今年度から浜見平体育振興会は、まちぢから協議会の委員としては、外れることとなりました。比較的まちぢから協議会の中では、浜見平団地の別行動の部分について、全てが悪いわけではありませんが、一緒にやっ行ってこうという話が出ています。

#### ○三輪委員

地域の中では、すり合わせて一体化させて、活動していくことがあるということですね。とても大事な動きだと思います。

#### ○名和田議長

事務局からの説明や各委員から質疑があった内容については、若干、懸念のようなところもあるかと思いますが、議論全体の雰囲気としては、どのような地域でも問題はあつ中で、湘南地区を認定コミュニティとして、より地域コミュニティを深めていただいて実践の中で解決していただくことが委員共通の思いだと受け止めました。市長には、認定を可とするという答申でいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、認定を可とする答申とさせていただきます。

最後に、松浪地区の審議に入ります。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局（窪田主任）

松浪地区を担当しております、窪田と申します。よろしくお願いいたします。

審査基準（１）「申請書に、主として活動する区域が記載されているか。」については、申請書に活動区域の記載があります。「申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。」については、規約第２条に市長が告示する松浪地区を協議会の活動区域とする旨が規定されています。「規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。」については、市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図９」と規約第

2条における協議会の活動区域が合致しています。

審査基準（2）「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。」については、松浪地区においては、全自治会として14自治会ありますが、規約第5条（1）に「地区に属する全ての単位自治会の代表者」が委員である旨の記載があります。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。」については、市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり14自治会あり、名簿に「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されています。

審査基準（3）「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。」については、規約第5条（2）～（15）、（（4）を除く。）に規定されています。「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。」については、名簿に、「規約第5条（2）～（15）、（（4）を除く。）」に規定される団体名が記載されています。

審査基準（4）「申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。」については、規約第5条第2項（1）に規定があります。「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。」については、資料17ページ「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書」に記載のとおりです。（1）現在の状況については、平成28年7月現在、公募により選出された委員は、おりません。（2）選出の経緯については、広報ちがさき、市ホームページ、まちぢから協議会ホームページに募集案内を掲載するほか、募集案内及び応募用紙を地区内の公共施設に配架し地区住民に周知いたしました。また、地区内の14自治会の回覧により募集の周知を行いました。周知及び募集期間は、4月1日からの1か月間で、4名の応募がありました。しかし、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議で選考を行った結果、公募委員の選任には至りませんでした。（3）今後の取り組み予定としては、4名の応募があったにも関わらず、選任に至らなかったことから、公募委員を選出する目的（一般の地域住民の参画により、広く地域住民が感じるニーズや課題を把握し、意見を取り入れること）を再度確認し、必要に応じて選考基準を見直し、平成29年1月（予定）から新たな公募委員の募集及び選考を行う予定です。

審査基準（５）「申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。」については、規約第１２条及び第２４条～第２８条に部会の規定があり、部会規程に部会に関する詳細が規定されています。「全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。」については、資料１８ページ「全ての個人の参加に関する調書」に記載のとおりです。

（１）認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組みについては、ご覧のとおりです。市民集会、部会活動としては、市民安全部会、防災対策部会による取り組みが行われました。部会への参加や意見等の募集の呼び掛けとして、四半期１回（４回／年、１回あたり９,０００部）発行している広報紙「まっなみだより」により、部会の活動状況の報告を行い、部会参加の呼び掛けや意見の募集について、地域住民に呼び掛けを行っています。

（２）今後の取り組みとしては、これまでの活動は、継続的に実施しますが、より効果的に地域住民の参加を促せる事業となるよう実施方法や実施内容を検討し、取り組む予定です。また、地区内における新たな課題を把握し、課題解決に向けた取り組みのために、必要に応じて、新たな部会を立ち上げる予定です。

審査基準（６）「申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。」については、規約第１２条第２項及び第３項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されています。「民主的な運営に関する調書の内容が適切か。」については、資料１９ページ「民主的な運営に関する調書」に記載のとおりです。（１）現在の状況として、他の地区と同様に民主的な運営として、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開催することができないこと、また、議事は出席委員の多数決により議決する旨を規定し、民主的な運営に努めています。組織の透明性については、広報紙「まっなみだより」を四半期に１回発行（９,０００部）し、まちぢから協議会の活動状況や、松浪地区に関する様々な情報を積極的に発信しています。（２）今後の取り組みについて、これまでの充実した活動は、引き続き継続し、地区内における新たな課題を把握し、課題解決に向けた取り組みのために必要に応じて、新たな部会を立ち上げることを検討しています。

審査基準（７）「申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。」については、規約第３条に目的、第１条に名称及び事務所の所在地、第２条に主として活動する区域、第９条に代表者に関する事項、第１２条に会議に関する事項が規定されています。

審査基準（８）「申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか」については、規約全体を通じ、これらのことが読み取れないことがわかります。「申請書から、前項の事業が行われないことが読み取れるか」については、同様に、申請書、書類一式から読み取ることができないことがわかります。

以上で説明を終わります。

○名和田議長

ありがとうございました。今の説明で、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

○水島委員

松浪地区まちぢから協議会は、積極的で活発な活動を行っていると聞いています。他の地区と特徴的に違うのは、規約のなかにコミセンや自治会館の管理運営について、規定されています。まちぢから協議会は、それぞれの地域の中でこういった団体や活動を取り入れていく方向性にあるのでしょうか。それとも松浪地区の独自性なのでしょうか。

○事務局（窪田主任）

松浪地区においては、コミセンの管理運営についても、まちぢから協議会が指定管理を行っています。いろいろなやり方がある中で、行政からの提案もありましたが、主な理由としては、コミセンの建設とまちぢから協議会の立ち上げがほぼ同時期であったため、まちぢから協議会によるなみっこ、コミセン、まちぢから協議会の組織運営などの管理運営の一元管理の合理的なメリットを採用したと理解しています。他の地区は、コミセンが先に建設され、コミセン管理運営委員会がコミセンの管理運営を行っているなかで、まちぢから協議会が立ち上がりました。

○水島委員

予算についても、同様に管理するということでしょうか。

○事務局（窪田主任）

他の地区においては、市とコミセン管理運営委員会が指定管理の協定を締結

し、委託料が支払われますが、松浪地区においては、まちぢから協議会に委託料が支払われます。

○水島委員

他の地区やこれから立ち上がるまちぢから協議会もあると思いますが、こういった一元管理の手法については、地域で考えてこういった規定を作っていけば松浪のような管理運用も行えるということですね。他の地区で同様の手法はありますか。

○事務局（窪田主任）

市内12地区において、まちぢから協議会が設立されている地区が10地区ありますが、まちぢから協議会が指定管理を行っているのは、松浪地区のみです。

○名和田議長

行政として、どの手法で行うなどの方向性は示されているのでしょうか。

○事務局（岸課長）

平成29年度から新たに指定管理の期間が始まりますので、部内で協議は行われています。その中で、地域集会施設であるコミセンは地域で運用していますので、やりやすい方を地域のなかで選択していただくことが望ましいと考えています。まちぢから協議会が地域の中心組織であり、地域集会施設も地域の拠点となるものです。こういったことから将来的には、地域集会施設の指定管理はまちぢから協議会が行っていくものだと思っております。現状過渡期の部分もございますので、地域の中でやりやすいほうを選択していただければと思います。

○名和田議長

すっきりするという意味ではまちぢから協議会が指定管理を行うことがすっきりしたように見えると思います。例えば、新宿区は、地区協議会という組織があります。事務局の現状の試行的な段階の考え方としては、地域の中で選択していただきながら、将来的には、まちぢから協議会が指定管理を行う形を想定されているということだと思います。

その他いかがでしょうか。

○三輪委員

審査基準（３）において、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティが地区社協、地区民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターが挙げられています。委員として老人クラブ連合会が参画していますが、老人クラブ連合会がこの地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティのカテゴリから除かれています。事務局のほうで事務的に除かれたのでしょうか。

○事務局（窪田主任）

事務局の解釈上、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティは、審査基準確認表のとおり、３団体をあげています。加えて、老人クラブ連合会においても地域福祉の推進を主たるコミュニティと読み取ることはできますが、今後ますます高齢化する時代背景の中で、課題解決や情報共有を図るために参画いただいています。

○三輪委員

感覚的には、老人クラブも社協と同様に自分達の活動を自分達で見守り合うという意味合いがあると思います。そういった中で、老人クラブも地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティと思ったため、このカテゴリーから外された意味はなにかと思いました。単位自治会でも、高齢者を対象にしたものや子ども会のように子どもを対象にしたものなど、活動の濃淡やニュアンスが異なると思いますので、除くという表現に疑問を持ちましたので、今後の検討の中で規約の改定がある場合や条例の考え方についても、ステイクホルダーをどのように考えるか整理する必要があると感じました。

○名和田議長

条例には、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティと規定されているが、１つでも参画していれば認定の要件をクリアするという制度となっています。老人クラブの主な活動の柱は、３つあり、１つ目は内部の親睦、２つ目は友愛活動、最後に社会奉仕です。非常に多面的な組織であり、どのカテゴリーに入るかわかりづらい

というのが本来の性質です。だからどのカテゴリーにも記載されていないと理解しました。

ほかに何か質問はいかがでしょうか。

それでは、私から公募委員の件について、現在選ばれていないということはどうみるかということについて審議したいと思います。

私が発言する前に委員の皆様いかがでしょうか、今回の申請書の記載内容を確認した中で、募集を行った結果、4名の応募がありましたが、採用がありませんでした。つきましては、来年1月を目標に再募集を行う予定ということですので。このことについて、条例の適用性について、この審議会についてどのように判断すればよろしいかというところです。

いかがでしょうか。

#### ○平井委員

公募委員は、いた方が良くと思います。しかし、今回は採用がなかった中であきらめずに引き続き、公募の募集を行っていく姿勢が必要だと思います。そのため、来年1月まで待つということではなくすぐに対応していただきたいと思います。

#### ○大塚委員

せっかく4名の方がご応募いただいたのに、なぜ不採用となってしまったのか、教えてください。

#### ○事務局(窪田主任)

まず選考方法について、概要を説明いたします。選考委員会というものを設置しまして、まちぢから協議会役員7名が選考を行いました。1次試験、2次試験という形で選考が進みますが、応募いただきました応募用紙に協議会が取り組んだ方が良くと思われることなど論文形式の記述内容について、採点しました。採点については、氏名及び住所等の応募者の情報を伏せて採点を行いました。選考委員1人あたり、5点満点で、選考委員7名の点数の平均が3点未満は、2次選考に進めない基準としました。この基準により選考した結果、4名が2次選考へ進むことにならず、不合格となりました。

このような結果となった理由の一つに、選考を実施してみて、感じたことは選考要領の基準が厳しいと考えられます。ハードルが高いのではないかと思います。今後の公募委員の選考に関しては、公募委員をまちぢから協議会に参画



させる意図を意識し、選考要領、要綱についても見直していただく必要があることを認識しています。

○大塚委員

ハードルが高いというお話がありましたら、それぞれの地区で基準は違うものなのでしょうか。

○名和田議長

そうです。選考基準について、市が統一基準を示すというやり方もあるが、今回の公募委員の選考に関することについては、地域がそれぞれ検討したことでしょう。

○三輪委員

他の地区も何名か応募されて何名かが不採用だったとか3名中2名が不採用だったとか、それは市として統一というよりは地域にゆだねて、決定するという事は重要なことだと思います。ただ、0名というのは大きい話で、透明性の担保として他の地区はどのようなやり方を行っているのかなど事務局としては、どうお考えですか。

○事務局(岸課長)

事務局としては、公募の委員も入れていただきたいことは各まちちから協議会にお願いしていただきましたので、応募があれば選んでいただきたかったと思います。ただ、地域によっては応募がないところもありますので、その場合には再度応募を行うことも考えられるのかなと思います。

選考については、せっかく自分達でまちちから協議会に携わりたいという思いがあった中で、応募してきていますので、事務局としては採用していただきたかったです。選考基準については、各地域様々なものとなっています。公募の基準については、公募の結果を受けて、難しい部分があったと認識しています。

○名和田議長

事務局は基準の文字になったものは見ておられると思いますが、基準を適用するときのそれぞれの機能や選考する際の心構えまではわからなかったと思います。

その他いかがでしょうか。

○上原委員

今回、初めて実施するわけだから、4名応募があつて0名というのはどうなのでしょう。最低限、暴力団や反社会的団体の関わりの方でなければ入れるような仕組み、最初の段階から公募が0名で始まるのはどうなのか。なんとしてでも入れていただきたいという気がします。

○名和田議長

他の委員いかがでしょうか。

○高橋委員

この審議会では、認定基準に沿っているかどうか条例上の「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」という規定に則った形で、審査をしていく必要があります。結果として公募で選出されている委員がないことを受けて、どう判断する必要があるかということです。公募がないから公募を入れなければいけないという判断であれば、そのことをまちちから協議会に認識していただくことになり、場合によっては、公募ですので応募者がいなければ仕方ありません、というプロセスを重視して適合しているという判断になるかもしれません。今回は4名応募して4名不合格というのは異常事態だと思います。もともと公募委員に求められる資質については、今議論に出ているとおり、それぞれの地域に応じた基準に沿って選考され、どのように運用するかについては地域の判断によることと思います。ただ、今回条例の趣旨やまちちから協議会の委員として公募委員の担う役割としては、志をもって応募した4名が全員不合格であったことに対しては、かなり疑問に思います。

○水島委員

規定やルールの話になりますと基準に適合するための要件としてコミュニティの規約に公募の住民が構成員となれることが規定されているか、申請書に公募の住民が参加していること、公募の住民のために現に募集を行っていること又は公募を行う予定であることが記載されていることとしています。今回予定として、募集要領を整理して、平成29年1月から再度新たな公募委員の募集及び選考を行うということですから、そこに期待をしてルール上は問題ない

ことから今回申請があがってきているわけです。

公募委員がいることが望ましいのはもちろんわかっているわけです。認定するかしないかという話をするとルール上適合していれば問題ないと思います。ただ、公募は選ばれるべきだとは思いますが。

#### ○事務局(窪田主任)

地域から聞いている話として、今回の結果を受けて、改善を検討しています。応募者4名に対しまして、説明会を実施しました。7月上旬に協議会の役員と応募者4名が話し合い、今回の経緯について説明しております。応募者の方からどういう気持ちであったか協議会がどうあるべきかなど意見を聴取しております。この意見を尊重して、要綱、要領の改善を検討することを聞いております。

#### ○名和田議長

一通り全委員の意見を聞きましたが、さらにご意見はありますか。なければ意見の集約を行いたいと思います。条例の要件から言いますと「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」つまり公募委員を入れるようにすべきであると言えます。入れるようにしたところですが、応募がなかった場合、今回のように全員落ちてしまった場合というのはいり得るわけです。水島委員のおっしゃったとおり、条例適合性をかろうじて満たされている風には思います。ただし、条例適合性をかろうじて満たされていることのみで審議会として自信をもって意見を出せるかという上原委員がおっしゃったとおり、最初の段階で4名応募があったにも関わらず0名でスタートすることはいかなるものかという意見もあると思います。

整理して考えられるものが3つあります。1つは、公募委員に4名も応募があったにも関わらず0名だったため審議会として市長に認定しない旨の答申を行うことです。これは条例や法律の性質上、申し上げにくいと感じます。2つ目は、公募委員が現に1名以上選出されるまで認定を留保したうえで、公募委員が選ばれれば認定することが適当である旨を答申することです。3つ目が「認定は可としますが、なるべく早く公募委員が選出されるよう強く求めます。」という付帯意見を付けるものです。

#### ○上原委員

今、このまま認定を通してしまうとボタンの掛け違いのような気がします。

地元根差したコミュニティを目指しているわけなのに、現段階で公募委員の関係でクレームがついたという、うまくいっていない状況であれば、時間をかけて解決した方が良くはないかと思えます。

○名和田議長

公募委員に関しては、この仕組みが出来上がる前の検討の段階から関わりがありまして、全国的に見ますと公募委員を入れない制度設計もあります。しかし、検討会の過程で、公募委員は必須であろうという結論を得ました。こうした立法事実を勘案して進めますとなるべく公募委員を入れてスタートしていただきたいと条例は求めていると解釈するべきだと思います。こういった解釈を前提とすると4名応募があつて全員だめだといかにも残念であると言えます。協議会は地域から湧き上ってくるものであると言えます。条例は、公募委員が必ずいなければいけないことを要求しているわけではないですが、解釈に鑑みてなるべく公募委員がいる状態でスタートして欲しいと考えられます。4名の応募があるだけの地域の力があるわけです。このことから市長に対する意見としては、「公募を再度行って、公募委員がいる状態で認定コミュニティをスタートすることが望ましいと考えます。」という意見を付けさせていただくことでいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、これで今日の審議は終了となります。その他ございますか。全体を通してご意見等はございますか。

○平井委員

認定されますとその後はどういった形で進められるのでしょうか。コミュニティがどのような状況になるのでしょうか。

○名和田議長

主な点は、市から事業費をもらい各地区のまちぢから協議会にふさわしい事業を行っていただくことです。以前にも説明があつたかと思いますが、改めて詳しく事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（廣瀬課長補佐）

認定後につきましては、財政的支援を行います。地域から課題解決等のために事業を行いたい場合、それに対して助成を行います。また、運営にあたっての助成も行います。

○平井委員

その場合、事業計画を提出しますか。

○名和田議長

現に第一回審議会で審議いただきました浜須賀地区においては、すでに事業提案を行い審査会が行われました。事業計画なども提出されていきました。他になければ事務局より事務連絡はございますか。

○事務局（廣瀬課長補佐）

長時間に渡りご審議をいただきありがとうございました。次回の予定について確認させていただきます。他の地区の申請の状況について、秋ぐらいを目安に準備を進めている状況と聞いています。つきましては、11月に開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。第1回、第2回と木曜日の午前中に会議を開催しています。皆様比較的木曜日はご都合がよろしいかと思われませんが、11月の中旬に開催できればと思います。仮で日程を決めていただき、後日改めて、確認させていただければと思います。

○名和田議長

次回、第3回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の日程として、11月9日（水）15時からということでお願いいたします。

以上を持ちまして、閉会いたします。

※後日、再度日程調整を行ったところ、11月2日（水）15時から実施することに決定した。

会長署名 名和田 是彦

委員署名 平井 洋三